

三木市国民健康保険  
財政健全化計画  
(案)

〈令和3年9月16日現在〉

三木市



## 目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の期間	1
第 3 節	計画の推進	1
1	計画の公表・周知	1
2	計画の見直し	1
3	計画の推進体制	1
第 2 章	三木市国民健康保険事業の現状	2
第 1 節	国民健康保険事業を取り巻く状況	2
1	平成 29 年度まで	2
2	平成 30 年度の国民健康保険制度の改革	2
3	平成 30 年度以降の状況	3
第 2 節	国民健康保険事業の現状	3
1	被保険者の状況	3
2	医療費の推移	4
3	財政の状況	5
第 3 章	国民健康保険事業における財政健全化に向けた方針	11
第 1 節	赤字額の定義	11
第 2 節	令和 3 年度末時点の赤字額	11
第 3 節	令和 6 年度末までに発生する見込みの赤字額	11
第 4 節	削減・解消すべき赤字額の削減期間	12
第 5 節	赤字解消に向けた基本的な考え方	12
1	令和 3 年度末までの累積赤字の解消策	12
2	令和 4 年度以降に発生する見込みの赤字の解消策	13
第 4 章	財政健全化に向けた具体的な取組	15
第 1 節	保険者努力	15
1	県補助金の獲得	15
2	国民健康保険税の収納率の向上	15
第 2 節	国民健康保険税率の見直し	16



## 第1章 計画策定に当たって

### 第1節 計画策定の趣旨

本市の国民健康保険特別会計は平成30年度から赤字決算が続いており、令和2年度末時点における累積の赤字額は約2.9億円に達し、財政的に極めて厳しい状況に置かれている。

現在の危機的な状況を脱するため、特別会計における繰上充用及び一般会計からの赤字補てん等を目的とする繰入（以下「法定外繰入」という。）を早期に解消し、国民健康保険事業の将来にわたり安定的な運営が可能となるよう目標年次を定め、国民健康保険財政の健全化を図るため本計画を策定する。

### 第2節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とする。

### 第3節 計画の推進

#### 1 計画の公表・周知

本計画及び計画の進捗状況は、三木市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、市広報紙、市ホームページ等で公表し、周知に努める。

#### 2 計画の見直し

計画期間中に国民健康保険制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画の進捗状況及び計画の実効性を勘案しつつ、必要に応じ見直しを行う。

#### 3 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、総務部財政課、経営管理課、税務課、債権管理課、健康福祉部健康増進課その他関係部署及び兵庫県とも連携しながら、着実に取組を進めていく。

## 第2章 三木市国民健康保険事業の現状

### 第1節 国民健康保険事業を取り巻く状況

#### 1 平成29年度まで

国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担っており、被用者保険等に属さない全ての人々が安心して医療を受けることができる公的医療保険制度として重要な役割を担っている。

しかしながら、国民健康保険は、「被保険者の年齢構成が高い」「医療費水準が高い」「所得水準が低い」などの構造的な課題を抱えており、歳入の不足を補うため、本市をはじめ多くの自治体が一般会計から繰入れを行ってきた。

本市においても、従来から、基金の取崩しや法定外繰入を行うことにより、赤字分の補てんを行っていた。

#### 2 平成30年度の国民健康保険制度の改革

これらの課題に対応するため、平成30年度の国民健康保険制度改革において、都道府県が市町村と共同で国民健康保険の運営を担うこととなり、国の財政支援が大幅に拡充され、財政基盤の強化が行われた。この改革により、一般会計からの決算補てん等を目的とする繰入により財政の均衡を保ってきた多くの自治体において法定外繰入を解消し、安定的な運営が行われている。

また、県全体で必要な保険給付費等を県が市町ごとに割り当てた国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）により賄う仕組みとなり、市町が県への納付金を支払うために必要な額を被保険者から徴収するため、県は市町ごとに標準保険税率<sup>※1</sup>を示すこととなった。

本市においても平成30年度に税率改定（約9%の増）を行ったが、市民生活への影響に配慮し、県の示す標準保険税率よりも低い税率としたことから歳入不足が発生し、その不足分を法定外繰入で賄うこととした。

※1 標準保険税率・・・各市町に配分された県への納付金を支払うために必要な、各市町の算定基準に基づく保険税率。各市町で異なる。

### 3 平成 30 年度以降の状況

平成 30 年度以降も税率を据え置いているため引き続き歳入不足が生じ、法定外繰入を継続している。また、急激な被保険者数の減少（平成 30 年度当初と令和 2 年度末比で 10.2%の減）により必要な歳入を確保することができず、法定外繰入を行ってもなお、支出が収入を上回る歳出超過の状態が続いており、平成 30 年度以降は毎年度、赤字決算となっている。赤字分は翌年度会計から繰上充用を行い対応している。

また県は、兵庫県国民健康保険運営方針において、負担の公平性を図るため、同一所得・同一保険料<sup>※2</sup>をめざすことを明記している。国及び県は、その実現のために、赤字補てん等を目的とする法定外繰入の解消を強く求めており、今後、法定外繰入を行っている自治体に対しての法定外繰入の解消要請が、ますます強まっていくものと推測される。

---

## 第 2 節 国民健康保険事業の現状

---

### 1 被保険者の状況

被保険者数は、平成30年度以降一貫して減少が続いている。令和 2 年度は17,276人で、前年度から431人の減少となった。減少の主な要因としては、被用者保険の適用拡大や75歳到達による後期高齢者医療制度への移行数の増加が挙げられる。また、いわゆる団塊の世代が令和 6 年度中に75歳に到達することから、今後も減少傾向は続くものと考えられる。

令和 2 年度末時点の本市人口のうち国保に加入できる年齢人口（0歳～74歳・62,641人）に対する国民健康保険の被保険者数の割合（加入率）は27.6%である。年齢別の被保険者数の構成をみると、60歳以上の被保険者数が60.4%となっている。

---

※2 同一所得・同一保険料・・・県内統一保険税率

<表1：年齢別被保険者数及び総人口における加入率の推移（各年度末）>  
(単位：人、%)

	39歳以下	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳	計	加入率
平成30年度	3,687	1,889	1,765	5,963	5,071	18,375	28.4
令和元年度	3,472	1,815	1,761	5,303	5,356	17,707	27.8
令和2年度	3,297	1,725	1,822	4,802	5,630	17,276	27.6

※加入率は0～74歳の人口に対する割合である。

<表2：令和2年度における被保険者の年齢構成の割合>

	39歳以下	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳
割合	19.1%	10.0%	10.5%	27.8%	32.6%

<表3：今後の被保険者数の推移（見込み）> (単位：人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数	17,276	16,996	16,321	15,551	14,801
前年比	-	98.4	96.0	95.3	95.2

※被保険者数：令和2年度は年度末時点の被保険者数、令和3年度以降は年度中平均被保険者見込数を記載

## 2 医療費の推移

医療費の総額は、平成30年度以降、被保険者数の減少に伴い一貫して減少が続いている。しかしながら、一人当たりの医療費は、先端医療の保険適用や被保険者の高齢化を背景に年々増加している（令和2年度の減は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えによるものである。）。

なお、医療費のうち、保険者負担分については、制度改正により平成30年度から全額が兵庫県から交付されることとなっている。

<表4：一人当たりの医療費>

年度	医療費総額	年間平均被保険者数	一人当たりの医療費
平成30年度	8,002,091千円	18,995人	421,274円
令和元年度	7,819,446千円	18,119人	431,561円
令和2年度	7,379,106千円	17,631人	418,530円

### 3 財政の状況

#### (1) 歳入及び歳出の状況

##### ア 歳入

保険税収入については、平成 30 年度に税率改定を行ったものの、その後の被保険者数の減少に伴い減少している。補助金・交付金は、そのほとんどが医療費の保険者負担分（保険給付費）である。被保険者数の減少に伴い額は減少しているが、構成割合は増加傾向である。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えの影響により減っている。繰入金は、平成 30 年度は基金繰入があったため大きな額になっているが、令和元年度以降はおおむね横ばいである。

<表 5 : 歳入の推移>

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険税	1,634,682	16.9	1,559,637	16.9	1,540,308	17.2
補助金・ 交付金	6,950,290	72.0	6,835,468	74.3	6,605,369	73.8
繰入金	(※)939,528	9.7	792,325	8.6	777,518	8.7
繰越金	107,275	1.1	0	0.0	0	0.0
その他の 収入	26,883	0.3	19,007	0.2	32,893	0.3
総計	9,658,658	100.0	9,206,437	100.0	8,956,088	100.0

※ 基金繰入を含んだ額である（基金繰入額：110,058 千円）。

## イ 歳出

保険給付費は、被保険者数の減少に伴い減少傾向が続いている。一方、県への納付金は一人当たりの医療費の増加に伴い、ほぼ横ばいの状態が続いている。歳出総額は減少傾向が続いているものの、歳入総額も減少しているため、平成30年度以降は赤字決算となり、繰上充用を行っている。

<表6：歳出の推移>

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
総務費	92,137	1.0	93,260	1.0	88,060	1.0
保険給付費	6,722,599	69.5	6,622,654	70.4	6,315,099	68.3
事業費 納付金	2,563,866	26.5	2,538,473	27.0	2,535,677	27.4
保健事業費	61,089	0.6	59,699	0.6	51,842	0.6
その他の 支出	237,557	2.4	71,168	0.8	53,649	0.6
前年度 繰上充用金	0	0.0	18,590	0.2	197,407	2.1
総計	9,677,248	100.0	9,403,844	100.0	9,241,734	100.0

## ウ 差引収支額

平成30年度から赤字決算が続いており、令和2年度までの赤字の累積額は「285,646千円」に上っている。

<表7：差引収支額の推移>

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算収支額(単年度赤字額)	△18,590千円	△178,817千円	△88,239千円
累積赤字額	△18,590千円	△197,407千円	△285,646千円

(2) 保険税率の状況

平成30年度に、加入者の高齢化による医療費の増加などから10年ぶりに税率の改定を実施した。また、課税限度額についても各年度においてそれぞれ改定（引上げ）を行った。〈表8〉

兵庫県内で同様の課税方式を採用している市町の平均と比較すると、いずれも下回っている状況である。〈表9〉

また、県の示す標準保険税率と本市の適用税率との差は、平成30年度以降いずれも本市適用税率の方が低く、令和2年度では、所得割率が2.65ポイント、均等割額が15,914円、平等割額が4,588円、それぞれ本市の適用税率のほうが高い状態である。〈表10〉

〈表8：保険税率の推移〉（ゴシック文字の箇所が前年度との変更箇所）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎分	所得割	5.9%	<b>6.5%</b>	6.5%	6.5%
	均等割	24,000円	<b>25,000円</b>	25,000円	25,000円
	平等割	19,500円	<b>20,000円</b>	20,000円	20,000円
	課税限度額	540,000円	<b>580,000円</b>	<b>610,000円</b>	<b>630,000円</b>
支援分	所得割	2.1%	<b>2.3%</b>	2.3%	2.3%
	均等割	7,500円	<b>9,000円</b>	9,000円	9,000円
	平等割	6,000円	<b>7,000円</b>	7,000円	7,000円
	課税限度額	190,000円	<b>190,000円</b>	190,000円	190,000円
介護分	所得割	1.6%	<b>2.0%</b>	2.0%	2.0%
	均等割	7,000円	<b>8,000円</b>	8,000円	8,000円
	平等割	5,500円	<b>6,000円</b>	6,000円	6,000円
	課税限度額	160,000円	<b>160,000円</b>	160,000円	<b>170,000円</b>

〈表9：令和2年度における保険税(料)率の比較〉

区 分	三木市	兵庫県平均
所得割	10.8%	12.2%
均等割＋平等割	75,000円	79,600円

<表 10：平成 30 年度から令和 2 年度の標準保険税率との比較>

	区 分		三木市 (A)	標準保険税率 (B)	差 (A-B)
平成 30 年度	基礎分	所得割	6.5%	7.13%	△ 0.63%
		均等割	25,000 円	28,722 円	△ 3,722 円
		平等割	20,000 円	20,195 円	△ 195 円
	支援分	所得割	2.3%	2.60%	△ 0.30%
		均等割	9,000 円	10,508 円	△ 1,508 円
		平等割	7,000 円	7,388 円	△ 388 円
	介護分	所得割	2.0%	2.26%	△ 0.26%
		均等割	8,000 円	11,743 円	△ 3,743 円
		平等割	6,000 円	5,501 円	499 円
	合計	所得割	10.8%	11.99%	△ 1.19%
		均等割	42,000 円	50,973 円	△ 8,973 円
		平等割	33,000 円	33,084 円	△ 84 円
令和元 年度	基礎分	所得割	6.5%	7.54%	△ 1.04%
		均等割	25,000 円	30,703 円	△ 5,703 円
		平等割	20,000 円	21,588 円	△ 1,588 円
	支援分	所得割	2.3%	2.71%	△ 0.41%
		均等割	9,000 円	10,999 円	△ 1,999 円
		平等割	7,000 円	7,734 円	△ 734 円
	介護分	所得割	2.0%	2.57%	△ 0.57%
		均等割	8,000 円	13,401 円	△ 5,401 円
		平等割	6,000 円	6,258 円	△ 258 円
	合計	所得割	10.8%	12.82%	△ 2.02%
		均等割	42,000 円	55,103 円	△ 13,103 円
		平等割	33,000 円	35,580 円	△ 2,580 円

	区 分		三木市(A)	標準保険税率 (B)	差(A-B)
令和2 年度	基礎分	所得割	6.5%	8.22%	△1.72%
		均等割	25,000円	33,861円	△8,861円
		平等割	20,000円	23,397円	△3,397円
	支援分	所得割	2.3%	2.75%	△0.45%
		均等割	9,000円	11,164円	△2,164円
		平等割	7,000円	7,714円	△714円
	介護分	所得割	2.0%	2.48%	△0.48%
		均等割	8,000円	12,889円	△4,889円
		平等割	6,000円	6,477円	△477円
	合計	所得割	10.8%	13.45%	△2.65%
		均等割	42,000円	57,914円	△15,914円
		平等割	33,000円	37,588円	△4,588円
令和3 年度	基礎分	所得割	6.5%	8.06%	△1.56%
		均等割	25,000円	33,314円	△8,314円
		平等割	20,000円	22,908円	△2,908円
	支援分	所得割	2.3%	2.81%	△0.51%
		均等割	9,000円	11,328円	△2,328円
		平等割	7,000円	7,790円	△790円
	介護分	所得割	2.0%	2.56%	△0.56%
		均等割	8,000円	13,011円	△5,011円
		平等割	6,000円	6,595円	△595円
	合計	所得割	10.8%	13.43%	△2.63%
		均等割	42,000円	57,653円	△15,653円
		平等割	33,000円	37,293円	△4,293円

### (3) 保険税の調定・収納状況

平成30年度以降は税率を据え置いているため、調定額は、被保険者数の減少や高齢化が進んでいる等の影響により、減少傾向にある。

収納率は、滞納整理（財産調査、差押え）の強化に努めていることもあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により一時は低下したが、令和2年度では平成30年度よりもや

や高い水準となっている。〈表 11〉

一人当たりの調定額及び収納額は、60歳以上の被保険者の割合の増加や所得額の減少等の影響もあり、減少傾向である。

〈表 12〉

〈表 11：国保税収納率等の推移〉

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率(全体)	
				%	前年度比	%	前年度比
平成30年度	現年課税分	1,650,570	1,553,634	94.1	-	77.0	-
	滞納繰越分	471,399	81,047	17.2	-		
令和元年度	現年課税分	1,590,724	1,486,468	93.4	△0.7	77.1	0.1
	滞納繰越分	433,018	73,168	16.9	△0.3		
令和2年度	現年課税分	1,540,539	1,452,322	94.3	0.9	78.4	1.3
	滞納繰越分	423,562	87,986	20.8	3.9		

〈表 12：一人当たり現年度調定額及び収納額の推移〉

年度	調定額	収納額
平成30年度	86,895 円	81,792 円
令和元年度	87,793 円	82,039 円
令和2年度	87,377 円	82,373 円

#### (4) 一般会計からの繰入金の状況

本市の国民健康保険特別会計においては、一般会計から繰入を行っている。繰入金は、法律により市が負担すべき分として定められた「法定内繰入金」及び市が独自に決定した「法定外繰入金」に分類されている。

〈表 13：一般会計からの繰入金の推移〉

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計繰入金	829,470 千円	792,325 千円	777,518 千円
法定内繰入金	564,408 千円	556,537 千円	542,518 千円
法定外繰入金	265,062 千円	235,788 千円	235,000 千円

## 第3章 国民健康保険事業における財政健全化に向けた方針

### 第1節 赤字額の定義

国民健康保険事業における削減・解消すべき赤字の定義は、兵庫県国民健康保険運営方針において、「法定外繰入」及び「繰上充用金の新規増加分」の合計額とされた。つまり、法定外繰入や繰上充用のない財政運営が求められている。

「法定外繰入」とは、一般会計繰入金のうち、市が負担すべき分として法令で定められた「法定内繰入」以外に、市が独自に決定したものである。

「繰上充用」とは、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて不足分に充てるものである。すなわち、現在の赤字を翌年度会計から充当しているだけであり、赤字額を先送りしているに過ぎないものである。各決算において累増すれば、赤字の累積額は増える一方となり、財政破綻につながるものである。

### 第2節 令和3年度末時点の赤字額

令和2年度決算見込において、累積赤字額は約2.9億円となった。この額は、毎年約2億円の法定外繰入を行ってもなお解消できなかった赤字額である。

令和3年度は、税率を令和2年度と同率に据え置いていることや、被保険者数の減少が進んでいることなどから歳出超過となり、約1.7億円の赤字となる見込みである。そのため、令和3年度末の累積赤字額は約4.6億円となる見込みである。

### 第3節 令和6年度末までに発生する見込みの赤字額

令和4年度以降も保険税率を現状のまま据え置き、法定外繰入を行わないとした場合、単年度ごとに約5億円の赤字が発生するものと見込まれる。被保険者数は減少が続くため税収は大きく減る方向にもかかわらず、医療費の大きな減少は見込めない。そのため、県の納付金は、おおむね横ばいの状態が続くと推測される。その結果、令和6年度末時点での累積赤字額は約20億円となると見込んでいる。

(単位：億円)

	R2	R3	R4	R5	R6
単年度赤字	—	▲1.7	▲4.9	▲5.1	▲5.4
累積赤字	▲2.9	▲4.6	▲9.5	▲14.6	▲20.0

#### 第4節 削減・解消すべき赤字額の削減期間

兵庫県内において法定外繰入を行っている団体は、本市を含め3市のみである。近年の国の動向をみても、赤字の早期解消及び新たな赤字の発生防止の要請が強まっており、赤字保険者に対し、より厳しい財政上の措置が講じられる可能性もある。

また、兵庫県においては、「兵庫県国民健康保険運営方針」により、同一所得・同一保険料をめざし、県と市町が共通認識の下、一体となって国民健康保険の財政運営の安定化等に取り組むこととしている。

その中で、市独自の施策として保険税率を引き下げ、不足分を法定外繰入で賄う市町がある限り、同一所得・同一保険料の実現は達成できないため、法定外繰入の早急な解消を求めている。

現段階で法定外繰入を行っている本市以外の2市は、令和6年度までに解消予定であり、本市においても同様に令和6年度までの解消をめざし、県と市町が一体となった取組を進めていく。

#### 第5節 赤字解消に向けた基本的な考え方

##### 1 令和3年度末までの累積赤字の解消策

令和3年度までの累積赤字額は、約4.6億円となる見込みである。この赤字は本市の政策により保険税率を低く抑えてきたことが大きな要因であるが、一方で被保険者は一定の恩恵を受けてきたことも事実である。そのため、一般会計が法定外繰出により赤字の全額を負担することも、現在の被保険者のみに赤字の全額を負担させることも、負担の公平性の観点からはいずれも望ましくない。

そこで、赤字額の半分（約2.3億円）については一般会計からの繰入を行うことにより解消するとともに、残りの半分（約2.3億円）については、国民健康保険特別会計が一般会計から借入れを行うことにより解消を図ることとする。

また、当該借入れに係る返済については、国民健康保険特別会計の赤字が解消された後、10年以上の長期スパンで行うものとし、返済原資については、その時点の被保険者の負担増とならないよう、保険者努力で県補助金等を多く獲得することにより確保するものとする。

## 2 令和4年度以降に発生する見込みの赤字の解消策

本市の保険税率は、県の示す標準保険税率より低いことから、収支を均衡させるために必要な税収を確保することができず、2.35億円の法定外繰入を行ってもなお赤字となっている。

国民健康保険は特別会計であり、本来被保険者が負担する税収や県補助金等により収支の均衡を図ることが原則である。被保険者以外の市民が収めた税金も含まれる一般会計からの法定外繰入を続けることは、負担の公平性の観点からも大きな問題があるため、次の施策により法定外繰入の解消をめざす。

### (1) 税率改定

収支の均衡を図りかつ法定外繰入を早期に解消するためには、現在政策により低く抑えている保険税率を、本来あるべき税率に戻す必要がある。つまり、本市の保険税率を県の示す標準保険税率に合わせる必要がある。

しかしながら、現行の保険税率を県の示す標準保険税率まで一気に引き上げた場合、前年度の税額と比べて30%以上の増額となり、被保険者にとって大きな負担となる。

そこで、激変緩和措置として、令和4、5年度の2年間で、県の示す標準保険税率に近い税率まで改定し、令和6年度に県の示す標準保険税率に合わせた税率とする。令和4年度の本市の適用税率については、県の示す標準保険税率よりも低い税率となる見込みのため単年度赤字が生じる見込みであるが、その赤字分については法定外繰入により補てんすることとする。

(2) 保険者努力

国民健康保険特別会計には国や県から補助金が交付されており、令和2年度の交付額は約66億円である。そのうち、約63.5億円が医療費に係るもの※である。その差額の2.5億円がいわゆる保険者努力による補助金である。この保険者努力による補助金を、令和2年度よりも毎年度1千万円以上多く獲得するよう努力していく。

具体的な施策については、第4章で示す。

---

※医療費については、医療機関を受診した場合、2割又は3割を被保険者が負担し、残りの7割又は8割を国民健康保険が負担することとなるが、国民健康保険負担分の全額を県が補助する仕組みとなっている。

## 第4章 財政健全化に向けた具体的な取組

### 第1節 保険者努力

#### 1 県補助金の獲得

特定健診の受診率向上を図るなどの健康づくりに取り組み、県補助金等を積極的に獲得していく。

- (1) 特定健診受診料の無料化による健診受診率の向上
- (2) 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- (3) 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- (4) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- (5) 健康アプリを用いた健康ポイント事業等の検討

#### 2 国民健康保険税の収納率の向上

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要である。厳しい経済情勢の中ではあるが、現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、目標数値を定めて取り組む。

目標数値は、保険者努力支援制度の評価数値に基づき、現年課税分は市町村規模別の全国自治体上位3割に相当する収納率をめざすものとする。

現年課税分の収納率は令和2年度においては94.3%であるが、令和8年度までに96.0%に引き上げる。滞納繰越分については前年度実績と比較し、0.5%～1%以上の向上をめざすものとする。

#### 【収納率の目標】

(単位：%)

区 分	R2 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	94.5	94.6	95.0	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	22.0	22.5	23.0	24.0	25.0

なお、保険税の収納率の向上のため、次に掲げる項目に取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策
  - ア 普通徴収の口座振替率向上対策の強化
  - イ 被保険者への納税指導の徹底
  - ウ ペイジー口座振替サービスの推進
  - エ コンビニ収納の推進
  - オ キャッシュレス決済の推進
  
- (2) 納期内納付の推進
  - ア 被保険者証更新時の納付相談、納税指導の強化
  - イ 市広報紙、エフエム三木の活用
  
- (3) 滞納整理
  - ア 差押え等滞納処分の強化
  - イ 所得無申告世帯に対する申告指導（被保険者証更新前）
  - ウ 短期証・資格証の発行
  - エ 差押物品のインターネット公売
  - オ 差押不動産の公売
  
- (4) 納税環境の整備
  - 保険税の普通徴収の納期回数を段階的に増やし、1期当たりの納税額の平準化を図る。
    - ア 令和4年度 9期（7～3月の毎月）
    - イ 令和5年度 10期（6～3月の毎月）

---

## 第2節 国民健康保険税率の見直し

---

収支差額がマイナスとならないよう歳出に見合う歳入を確保する必要があり、特別会計の独立採算の原則に基づき、国民健康保険税率の見直しを行う。

令和6年度の税率を県の示す標準保険税率と同率・同額とするため、令和4年度以降、段階的に引き上げる。なお、令和6年度の標準保険税率については現時点での見込みであり、それが示された時点において見直しを行うものとする。

令和4年度から令和6年度までの税率を次のとおりとする。

【改定税率】

(単位：％、円)

	医療分			後期高齢者支援分			介護納付分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500

(参考) 令和3年度における本市の適用税率及び県の示す標準保険税率

	医療分			後期高齢者支援分			介護納付分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
適用税率	6.50	25,000	20,000	2.30	9,000	7,000	2.00	8,000	6,000
標準保険税率	8.06	33,314	22,908	2.81	11,328	7,790	2.56	13,011	6,595

被保険者一人当たりの負担感は次のとおりである。

(単位：円)

区 分		現行	改定案		
		R3	R4	R5	R6
一人当たり税額		87,000	102,500	118,000	121,000
	増率	-	17.8%	15.1%	2.5%
増額	年当たり	-	15,500	15,500	3,000
	月当たり	-	1,292	1,292	250
(納期回数)		8期	9期	10期	10期
1期当たり納税額		10,875	11,389	11,800	12,100